

ID: 3001

担当部署: 環境課

処分の概要	計画変更勧告の従事命令又は当該勧告に係る特定施設の使用の一時停止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第34条第2項		
例 規 番 号	平成16年栃木県条例第40号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。 (改善勧告等)</p> <p>第34条 知事は、騒音等に係る特定工場等において発生する騒音等の濃度等が規制基準に適合しないことにより当該特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該特定施設の構造、使用若しくは管理の方法若しくは配置を変更し、又は公害の防止の方法を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、第29条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定は、第26条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定施設については、同項に規定する特定施設となった日から3年間(振動に係る特定施設であって規則で定めるものにあつては4年間、悪臭に係る特定施設にあつては1年間)は、適用しない。ただし、その者が第27条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年6月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日